参 議 院 国 土 交 通 委 員 会平成二十五年十一月二十六日

政 府 は、 本 法 の施 行に当たり、 次の 諸点について適切な措置を講じ、 その運用に万全を期すべきである。

ے ع ے ع の 者 意 交 住民 見 通 が 反 さらに、 政 その 策 (映され 基 他 本 計 新 の るよう努めること。 たな 関 画 係者に の 策定及び 玉 土のグランドデザイン」の構築においては、 よる効果的 そ の施 また、「社会資本整備重点計 な相互連携が図られるよう配 策 の 推 進に当たっては、 国 画 慮するとともに、 地 の 方公共団体、 本 内容やその計 法 の基本理 交通 念 利 画 関 等 期 用 が 間 者 連 等との い 目 事 1線に立 か 業 者、 されるように 整 合に留 ー ち つ 交通 つ、 施 意 設 する する 玉 管 民 理

と も 海上交通 交通 に 関 の おける安全 安全及び航空保安等航空交通の安全の各分野について、 係 府省 庁 の ・安心をより確実なものとするため、 連携による安全・ 保安体 制の一層の 充実等が図られるよう努めること。 道路交通 関係法律で定めるところに 鉄 道 の安全等陸上交通の により、 安全、 船 万 全 舶 を の 期 保 すと 安

Ξ とさ 推 進 運 1= れ 輸 る交通 当たっ 事 業 そ 従事 て の は、 他 · 者 の の 交通 交通 労 働 に関・ 関 環 連 境の改善及 はする事 事業者及び交通施設管理者による適切な業務の推進、 · 業 が び人材 健全に発展し、 の育成・確保等についても十分に配慮するよう指 サービスが安定して供給されるよう、 交通に関 する 交通 導すること。 事 業 1= . 関 1= おい する 施 て 策 必 要 の

大 規 模 な災 害が 発生し た場合における被害の軽減及び交通 機能 の迅速な回 復 のため、 交通施設に お ける老 朽 化 対

四

保 策 等 及 に び 万全を期 耐 震 化 対 すこと。 策 等を推 また、 進 するとともに、 東 日本大震 代 災 替 の I交通 教 訓 手段 か らミッ の 整 備 シングリ 避 難 ン ク 救 援 の 解 緊急 消 等 輸 命 送 など非 の 道づく 常 IJ 時 ഗ を 移 ょ 動 IJ 手 段 層 の 推 確

進

すること。

五 し い 層 今 地 推 後 進 急 域 等に するととも 速 な 人 お け る 減 に 玉 少 民 離 高 の 交通 島、 齢 化 12 過 の 進展 対 疎 ずる 地 域、 が 見込 基 中 本 まれ 的 山 間 な る 需 地 域、 中 要 で、 が 豪雪地 適 切 \Box ンパ に 充 帯 足され クトシテ 半島 るよう、 地 域 1 など地 の 形成 地 理 域 など交通とまち 的、 公 共 交通 自 |然的、 や 物 社 づくり 流 会 の 的 確 保 条 の 件 連 の 維 携 持 厳 を

改

善

に

努

めること。

六 ま 円 滑 え 高 化 齢 我が 者、 の 促 乳 国がより 進 1= 幼 児、 関 する基本 障 先進的なバリアフリー 害 者、 方 針 妊 産 に 婦 等の お け 円滑な移動を可能とする交通施設のバリアフリ る目標 社会となるよう、その着実な推進を図ること。 年が 東 京 オリンピック及び パラリンピッ ĺ ク 化に当たっては、 の 開 催年 で あるこ 移 ŧ 動

七 に ること。 よる 交通 ダ ルシ 産 分 業 ま フ 野 競 た、 1 1= 争 お の 力 I 推 け の С る 進 強 Т ゃ 環 化 技 境 1 術 ラ 負 観 そ 荷 ッ 光 ഗ ク の 振興 他 低 の 自 減、 の 等 営転 技 が図ら 術 省 換、 エネ の 開 れるよう努めること。 発 交通 ル ギ に ĺ 活 用等 お 化 ける次 を推進するため、 によっ 世 て 代 技 術 交 通 の 低 の 開 利 公 発 害 用 等 車 者 ^ 利 の の 便 普 取 及 の 組 が 促 向 上 進、 層 推 交通 貨 進 物 さ 輸 の 送 効 れ 率 る 1= 的 ょ お な う け 努 る 運 営 め Ŧ

八 の 等 ع 利 自 用 の 転 促 共 車 進 存 が .; 向 係 本 け 法 が た 形 に 施策に 成 お さ い れるよう、 て 取 他 り組むとともに、 の 交通 関 Ŧ 係 ドと 府 省 庁は 並ぶも 事 故 連 の 携を強化 の 減少を図るため として 明 Ļ 確 自 に 位 転 の 車 置 施策を総合的 付 道 け 駐 ら 輪 れ 場 たこと の 10 整 講じること。 を 踏 備 等走行環 ま え、 自 境 の 動 改 車 善 ゃ などそ 行

九 Ŧ め とする交通インフラの料金や運賃等については、 交通 ·ド間 の の 利用促 持 続的 進や物流の円滑化を通じた我が国 な連携を可能とするバランスある水準となるよう十分に配慮すること。 の成長力の強化を図るため、 利用者利便や国際競争力の更なる向 高速 道路 上に資するとともに各交通 鉄道、 港 湾、 空港 をはじ

+万 が 玉 土・地域づくりを目指して、 二〇二〇年の _ の 大規模災害発生時における交通機能の維持、 東京オリンピック及びパラリンピックの開催に向けて、 交通手段の充実、 移動の円滑化、 円滑な避難の確保等に万全を期すること。 観光旅客の円滑な往来の促進等 日 本の津々浦々まで外国人旅客が旅できる を図るととも

+ -活を営むに当たり必要な移動、 国民 交通に対する基本的な需要の充足に当たっては、 の交通に 対する基本的 物資の な需要が 円滑な流通等の需要が十分にくみ取られたものとなるよう最 充足され、 安 全 · 高齢者、 安心・ 障 害者、 快適な移 妊 動 産婦等を含む国民が日常 が実現されるよう、 万全を期すこと。 大限 生活及び社 配慮するこ 会生

制 度を含め、 本 法 の 制定及び 行政運 用 交通政策基 に 的 確 に対応すること。 本計画 の 策定を踏まえ、これま また、 本法の 施 で 行 の交通 状況 に 政 つ 策 い て の見直しを行うととも 定期間ごとに検証 を行 Ę 法 い 所 制 要 ゃ の 助 見 成

右決議する。

直しを図ること。